

◇ 類似業種比準方式の業種目の改定

Q : 類似業種比準方式の業種目が改定になったと聞きましたが、どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

国税庁は、このたび、類似業種比準方式の業種目の改定を行いました。

類似業種比準方式とは、類似する業種の株式の株価の平均値に、評価会社と類似会社の1株当たりの利益金額、1株当たりの配当金額、1株当たりの純資産額の比準割合を乗じて取引相場のない株式の価額を評価する方式です。

業種目とは、相続税や贈与税における取引相場のない株式を類似業種比準方式によって評価する際に使われるもので、総務省の「日本標準産業分類」に基づいて区分がされています。

国税庁資産評価企画官情報第1号によりますと、日本標準産業分類が前回の改定から10年経過し、その間の経済・社会の変化を踏まえて改定が行われたということを受けて、類似業種株価等についても、令和7年分の評価会社について、業種目を見直した結果、標本会社が少数となる業種目については、特定の評価会社の個性が業種目の株価等に強く反映することになるから、このような影響を排除するため、業種目の統合を行うとともに、標本会社が多数となる業種目については、業種目を新設したとしています。

